

全国銀行個人信用情報センター運用状況

1. 概要

一般社団法人全国銀行協会パブリック・リレーション部は、毎年、当協会全国銀行個人信用情報センターが集計した運用状況を公表している。

全国銀行個人信用情報センターは、金融界の個人信用情報機関として、1973 年に東京銀行協会に設置され、以後全国 25 の銀行協会に情報センターが設置された。そして、1988 年 10 月にこれらのセンターを統合した「全国銀行個人信用情報センター」が発足した（現在の設置者は一般社団法人全国銀行協会）。

同センターは、消費者信用等の円滑かつ健全な発展に寄与することを目的に、会員によって登録された個人信用情報を会員からの照会に応じて提供している。また、信販・クレジット系の(株)シー・アイ・シーおよび消費者金融系の(株)日本信用情報機構との間で個人信用情報の一部を相互交流し、消費者信用の円滑化と多重債務防止に役立てている。

公表資料	全国銀行個人信用情報センター運用状況
公表方法	全銀協ウェブサイトに掲載
掲載されている統計資料	「決済統計年報」（毎年 3 月下旬）

2. 用語の解説

(1) 会員

■ 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、クレジットカード会社、保証会社、政府系金融機関等

(2) 照会件数

■ 会員が個人に対する与信判断の参考資料とするため、個人信用情報センターに対して照会した件数（他の信用情報機関宛照会を除く）

(3) 登録処理件数

■ 会員によって登録された情報を個人信用情報センターがシステム上処理した件数で、新規登録および既存情報の変更または取消の件数

(4) 登録情報

① 取引情報

ローン、クレジットカード等の契約内容とその返済状況（入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む。）の履歴の情報

② 照会記録情報

会員が個人信用情報センターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み内容等

③ 官報情報

官報に公告された破産・民事再生開始決定等の情報（個人の情報に限る。）

④ 本人申告情報

本人確認資料の紛失・盗難、同姓同名別人の情報が個人信用情報センターに登録されており、自分と間違えられるおそれがある旨等の本人からの申告内容

⑤ 貸付自粛情報

本人に浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることから、自らを自粛対象者とする旨の本人からの申告内容

(5) 登録期間

① 取引情報

契約期間中および契約終了日（完済されていない場合は完済日）から5年を超えない期間

② 照会記録情報

当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6か月を超えない期間

③ 官報情報

当該決定日から7年を超えない期間

④ 本人申告情報

登録日から5年を超えない期間

⑤ 貸付自粛情報

申告日から5年を超えない期間

(6) 保有情報量

■ 会員および個人信用情報センターがそれぞれ登録した情報の合計

[注] 2022年11月4日をもって不渡情報の保有および提供を廃止。

(7) 情報開示請求者数

■ 個人信用情報に係る開示請求の申込をした者の数

(8) 提携先情報機関からの照会件数

■ (株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構から個人信用情報センターに対して照会した件数

[注] 2022年5月以降、従来のCRINに加え、IDEA開始。